

盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務基準仕様書

1 業務委託内容

盛岡地区合同庁舎ごみ収集運搬業務

2 収集運搬処理する一般廃棄物の範囲

職員又は盛岡地区合同庁舎清掃業務受託業者が集積・分別し、庁舎管理者が定める所定の場所に運搬した一般廃棄物とする。

ただし、収集運搬する廃棄物の量が下記の量を超えると認められる場合は、庁舎管理者と協議し収集運搬する。

【一般廃棄物年間見込重量】

廃棄物の分類	見込重量 (H27～29年度3か年平均)	備考
可燃ごみ（生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、皮革類等）	27,963 kg	
資源ごみ（ビン）	795 kg	
資源ごみ（缶）	782 kg	
資源ごみ（ペットボトル）	1,312 kg	
その他不燃ごみ（産業廃棄物を除く）	568 kg	

3 業務完了報告書の提出

月毎の委託業務が完了したときは、遅延なく別紙により委託業務完了報告書を提出すること。

4 運搬車両等

収集した一般廃棄物を処理施設等まで運搬する車両等については、原則として受託業者所有の車両等を使用するものとする。

5 収集した一般廃棄物を運搬し処理を依頼する施設

原則として、以下のとおりとする。

ただし、受託業者の都合等により、他の施設に処理を依頼する場合は、庁舎管理者に協議するものとする。

廃棄物の分類	運搬先	備考
可燃ごみ	盛岡市クリーンセンター (盛岡市上田字小鳥沢 148-25)	
資源ごみ及びその他不燃ごみ	盛岡市リサイクルセンター (盛岡市川又大字日向 32-5)	

6 業務委託期間等

(1) 可燃ごみ収集運搬処理業務

①収集日

1日1回収集することとし、祝祭日を除く月曜日から金曜日までとする。

ただし、12月29日から1月3日までは実施しない。

②収集時間

落札業者は、庁舎管理者と協議の上、収集日の午前9時30分から午後3時の間の中で収集時間を決定するものとする。

なお、収集時間は、年間を通じて固定するものとする。

(2) 資源ごみ及びその他不燃ごみ収集運搬処理業務

①収集日

週1回収集することとし、収集日（曜日）については、落札業者が庁舎管理者と協議の上、決定する。

ただし、12月29日から1月3日までは実施しない。

②収集時間

可燃ごみ収集運搬処理業務の収集時間と同じとする。

7 作業実施に当たっての一般的注意

(1) 可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの種別を確認し、収集運搬すること。

(2) 道路交通法等関係法令を遵守すること。